

鎌倉市告示第 282 号

鎌倉市市税条例（平成 27 年 12 月条例第 27 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における市税に関する申告等の期限を延長する件（平成 30 年 7 月 31 日鎌倉市告示第 156 号）において別途鎌倉市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るものについては、その期限が平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 11 月 29 日までに到来するものについて、延長の期日を次のとおりとする。

平成 30 年 11 月 12 日

鎌倉市長 松尾 崇



都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

税 目	期別等	期限の延長の期日
平成 30 年度 固定資産税及び都市計画税	第 2 期 (納期限 平成 30 年 7 月 31 日)	平成 30 年 11 月 30 日
平成 30 年度 個人の市・県民税	第 2 期 (納期限 平成 30 年 8 月 31 日)	平成 30 年 11 月 30 日
	第 3 期 (納期限 平成 30 年 10 月 31 日)	平成 30 年 12 月 25 日
	特別徴収 (給与)	平成 30 年 6 月分 (納期限 平成 30 年 7 月 10 日) から平成 30 年 10 月分 (納期限 平成 30 年 11 月 12 日) まで
上記以外の市税	平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 11 月 29 日までに申告等の期限が到来するもの	平成 30 年 11 月 30 日